

EBPMで住宅税制の効果検証

国交省の有識者会議が初会合

国土交通省は、証拠に基づき政策立案(EBPM)の観点から、住宅ローン減税などの主要な住宅税制の効果検証を進めるため、「住宅税制のEBPMに関する有識者会議」を設置し、9月20日に初会合を開催した。これは、令和4年度税制改正となる所得税法等の一部改正法の附帯決議や6年度与党税制改正大綱において、住宅ローン減税等についての政策効果の検証・公表、租税特別措置に係るEBPMの徹底等が求められているため。今後の住宅税制の改正に影響する可能性があり、有識者会議では、7年夏頃に中間取りまとめを行う予定としている。

今後の税制改正に影響か

7年夏頃に中間取りまとめ

当分の資料では、①データ、分析に資する有識者会議とEBPMと考えられるデータ、②住宅ローン減税及び新築住宅に係る固定資産税の減額措置等についての「制度概要、経緯、目的、適用状況」と「ロジックモデル案」、③基礎データ、分析に資する段と目的の論理的なつながり(ロジック)を明確にし、③これに即してデータ等の証拠(Eビデンス)を可能な限り求め、政策の基本的な枠組みを明確にする取組み。政策効果を上げるこ

税理士情報検索サイトを改修

自宅兼事務所登録者に配慮など

日本税理士会連合会(太田直樹会長)の「税理士情報検索サイト」が1日から新システムに移行した。同サイトは平成21年3月から、税理士・税理士法人の情報公開を目的に運用しているのだが、プライバシー保護の観点、操作性向上や事務の効率化などを踏まえ、このたび全面改修を行った。

トップ画面は、入口となる「税理士を探す」「公開情報を変更する」というこれまでの仕様を踏襲しているが、新たに「税理士会支部会員一覧を追加する(同一覧の公開は7年4月の予定)」。

「税理士を探す」の検索メニューは「地域から探す」と「詳細から探す」の二つになった。地域から探す場合は、氏名や地域、依頼したい業務内容等の詳細を選択して検索することができる。

そのほか、常用漢字以外の漢字について常用漢字を用いた検索を可能とするなど、操作性の向上を図った。

このたびの改修により、自宅兼事務所登録する税理士に限り、事務所所在地の一部表示(市区町村(政令指定都市は行政区)までの表示)を本人が任意で選択することが可能となった。これまでは、自宅兼事務所であっても、区別することなく事務所所在地として表示されていたが、個人情報に対する意識の高まりを踏まえ、自宅兼事務所登録して電子証明書が必要となる税理士に限り認め

とを追求するEBPMでは、政策目的とロジックの明確化(ロジックモデル)と並行してデータ等のエビデンスの収集、効果検証の設計を行うことが重要としている。

住宅ローン減税のロジックモデル案では、例えば、省エネ性能等について、現状把握の項目において、12年に目指すべき住宅の姿として、新築住宅は「ZEH(ゼッチ)水準」の省エネ性能が確保され

ていることを目指すとされているため、目標達成に向け、早期の適合率向上を図る必要があるとしている。

7年4月からすべての新築住宅等に「省エネ基準」の適合が義務付けられるが、住宅ローン減税では、それに先行する形で、新築住宅等について省エネ基準が要件化されており、6年以降の入居で、省エネ基準に適合していなければ、原則、控除自体が受けられなく

なっている。効果検証の方法では、①住宅税制のEBPMを行うに当たっての留意点、②租税特別措置における効果検証の先行事例、③EBPMにおける主な検証方法、④EBPMにおける主な検証方法と住宅税制の分析への適否などが示されている。

また、住宅ローン減税の最大控除額の減少の前後での住宅取得確率の変化により住宅ローン減税の効果も分析

したものと、不動産協会の資料も公表されている。その分析では、住宅ローン減税の最大控除額の100万円の変化に対応して、住宅需要が10%~15%程度変動することがわかったとしている。

なお、有識者会議には、オプザーバーとして、住宅生産団体連合会、全国住宅産業協会、全国宅地建物取引業協会連合会、全日本不動産協会などの業界団体も参加している。

8月税収 25.8%増の5兆8135億円

法人税と源泉所得税の還付金が減少

財務省は1日、8月の税収実績をまとめ、税収実績をまとめた。それによると、前年同月比25.8%増の5兆8135億円(5兆8135億円で、同月末累計は同9.9%減の12兆8139億円だった。予算額69兆6080億円に対する進捗割合は18.4%となっている。

前年より大幅に増加したのは、グループ通算制度の移行により前年度に発生した法人税と源泉所得税の多額の還付金の減少による。法人税は、6月期決算制度の移行により前年度に発生した法人税と源泉所得税の多額の還付金の減少による。法人税は、6月期決算制度の移行により前年度に発生した法人税と源泉所得税の多額の還付金の減少による。

12月期決算法人の中間申告分が中心で、連結納税制度からグループ通算制度に移行したことが影響したことに由来する。申告分が増加したことにより、この還付金が減少したため増加に転じ6074億円となった。

消費税は、国内分が増加し、同8.2%増の3兆1825億円、相続税は、同1.0%増の2713億円となっている。

税目	8月分 (前年比)	8月末累計 (前年比)	
所得税	源泉分	1,098,547 (142.4%)	5,041,548 (67.6%)
	申告分	41,257 (120.4%)	30,196 (6.0%)
	計	1,139,804 (141.5%)	5,071,744 (63.7%)
法人税	607,485	817,716 (1341.5%)	
相続税	271,350 (101.0%)	774,823 (91.9%)	
消費税	3,182,502 (108.2%)	3,800,953 (124.5%)	
酒税	97,576 (92.6%)	308,147 (98.4%)	
その他	514,859 (100.3%)	2,040,592 (102.1%)	
一般会計分	5,813,576 (125.8%)	12,813,975 (90.1%)	

プチ・コール PRO smart

スタンプ台なしで使える浸透印は素早く簡単に連続捺印できます。12mmから30mmまでの豊富なラインナップ!!

プチコール SMART24

プチコール PRO15

電子申告済 '28.12.28'

山本

サンビー株式会社

お風呂の芯体験

身体が芯まで温める。生薬の巡り湯

生薬の巡り湯

生薬ははじめ有効成分が溶け出し湯へ広がる。温浴効果とともに、巡れ、全身へ。

薬湯

気分を高めてくれる生薬とスパイスローズウッドの香り。生薬配合により上質で贅沢なお風呂のひとつを楽しめます。保湿成分のホホバオイルが、お肌のめを整えてくれます。

自然のあらゆる恵みを紡ぎ人と社会を、あたためる。

松田医薬品株式会社

〒783-0052 高知県南国市左右山 229-1 TEL.088-862-1666 FAX.088-862-1770

いつの時代にも人と社会に「安全」と「快適」を。

総合建設業

吉村建設工業株式会社

〒604-8414 京都市中京区西ノ京小倉町135
TEL(075)802-1360 FAX(075)802-1359
http://www.yoshimurakensetu.co.jp

公取委が違反事件への対応を策定

フリーランス保護法

勧告段階で事業者名等を公表

再発防止措置等も求める

公正取引委員会は1日、特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律（いわゆるフリーランス保護法）が11月1日に施行されるのを前に、法運用の透明性と予見可能性を確保するため、同法第2章（特定受託事業者に係る取引の適正化）に違反した事件への公取委の対応を策定した。違反事件を迅速かつ適切に処理するの方針が打ち出されているほか、公取委の対応の具体的な中身が示されている。

同法第2章には、フリーランスに業務委託をした場合は、直ちに取引の条件を書面または電磁的方法により明示することや一定の業務委託事業者は発注した給付を受領した日から起算して60日以内の期間で支払期日を定め、その日までに報酬を支払

わなければならないこと、フリーランスに業務委託をした場合は、直ちに取引の条件を書面または電磁的方法により明示することや一定の業務委託事業者は発注した給付を受領した日から起算して60日以内の期間で支払期日を定め、その日までに報酬を支払

民間平均給与 0.4%増の460万円

男女ともに3年連続で増加

国税庁はこのほど、令和5年分民間給与実態統計調査結果を公表した。

1年を通じて勤務した給与所得者の平均給与は、前年比0.4%増、1万9000円増の459万5000円と微増し、3年連続の増加となった。新たな復元推計手法（5年10月23日号2面参照）に基づいて計算した平成26年分以降、最高額

平均給与を男女別で見ると、男性は同0.9%増、5万2000円増加の568万5000円、女性は同0.7%増、2万1000円増加の315万8000円といずれも増加した。また、平均給与を正社員、正社員以外で見ると、正社員が同1.3%増、7万円増加の530万3000円、正社員以外が同0.7%増、1万4000円増加の201万9000円だった。男女別では、正社員の男性は同1.7%増の593万6000円、女性は同1.4%増の412万8000円。正社員以外は男性が同0.7%減の268万5000円、女性が同1.7%増の169万1000円となっている。業種別にみると、平均給与が最も高いのは

「電気・ガス・熱供給・水道業」で同3.7%増の775万円、次いで「金融業（保険業）」が同0.6%減の652万円、「情報通信業」が同2.7%増の649万円だった。他方、最も低いのは「宿泊業、飲食サービス業」で同1.5%減の264万円だった。

なお、1月1日に発生した能登半島地震により、石川県及び富山県に連絡先のある標準事業所については、調査票の送付を取り止め、送付を取り止めた標準事業者については調査対象から除外

ユアル等を作成して購買・外注担当者をはじめとする社内に周知徹底するといった再発防止措置等の必要な措置を採ることを求めるなど、効果的に対応するとした。

同法では、勧告を受けた者が正当な理由がなく、勧告に係る措置を採らなかったときは、勧告に係る措置を採るよう、同9条1項の規定に基づく命令が行われる。同対応によると、勧告を行った場合に国民への情報提供を図るとともに、勧告の対象である措置についての事業者の予見可能性を高めることなどを目的に、事業者名、違反事実の概要、勧告の概要等を公表する。

eLTAXで申告等が可能に 軽油引取税 10月28日から

東京都をはじめ全国各自治体は、10月28日からeLTAXを利用して「軽油引取税」の電子申告・電子納税ができるようになることから、周知を図っている。

電子申告は、eLTAX対応ソフトウェアの「PCdesk Next」を利用して行うことができ、申告後に「PCdesk」（ダウンロード版またはweb版）を利用することで電子納付ができる。どちらも、パソコンのブラウザからアクセスし、無料で利用できるWebシステムだ。

電子申告の具体的な操作マニュアルは、10月中旬に軽油引取税の電子化特設ページに公開予定となっている。

なお、PCdesk Nextを利用することで、地方たばこ税（都道府県たばこ税・市区町村たばこ税）、ゴルフ場利用税、入湯税、宿泊税に係る申告等を行うことができる。また、これらの税目に係る手続きに加えて、その他の税目についても、税目共通様式を用いて更正の請求等の各種手続きを行うことができる。

税務大学校公開講座の内容と講師

講座の内容	講師
子ども子育て生活支援税制改革と今後の課題	税務大学校講師・明治大学法科大学院教授 岩崎政明
適正な申告を実現するための仕組み～記帳義務や資料情報制度など～	税務大学校講師・税理士 松崎啓介
国際課税のご紹介～そのルール、なぜ必要？～	税務大学校専門教育部教授 望月勝正
労働市場の変容と賃上げ促進税制～雇用の流動化、報酬形態の多様化、賃上げ政策のインパクト～	税務大学校講師・中央大学法科大学院教授 酒井克彦
マイナで簡単 確定申告	税務大学校総合教育部教授 柴田忠久
税金今昔ものがたり～昭和の間接税エピソード～	税務大学校研究部研究調査員 菅沼明弘

さらには、命令を行った。なお、フリーランスから同章に違反する事実の概要、命令の概要の申出等があった場合、その情報を厳格に管理し、秘密保持の徹底に努めることなども明らかにしている。

税大がオンラインで公開講座 受講料は無料 11月8日から29日

税務大学校の公開講座が11月8日から29日は無料で、1講座当たりは約60～90分程度の時間。受講料は無料。申し込みは税大ホームページなど。今回は左表の6講座を予定している。

「作り手の心」

「飲む楽しさ 食べる喜び」

その真ん中に。

「創る、届ける、味わう」。

そのすべてをサポートします。



酒類・食品総合卸
コンタツ株式会社

東京都中央区八重洲1-1-8 TEL03(3281)1321

<https://www.kontatsu.co.jp>

<https://www.issyusouden.com/>



江戸時代の人形専門家

人形の久月

本店：東京都台東区柳橋1-20-4 久月ビル1～3階 TEL. 03(3861)5511

支店：大阪/名古屋/札幌/福岡/柏/草加/相模原/筑面/静岡/小倉/越中島流通センター

創るよろこびを

久月人形学院

本社ビル6階

生徒募集中

TEL. 03(5687)5180

続 傍流の正論 税相を斬る

■弁護士・税理士 品川 芳宣

13

現行の国税通則法の下では、税務調査の終了後、税務署長等は、更正決定等をすべきと認められない場合には、納税者に対して、申告は認通知書を発することになっている。反対に、更正決定等をすべきと認める場合には、「当該職員は、当該納税義務者に対し、その調査結果の内容(更正決定等をすべきと認めた額及びその理由を含む。)を説明することになっている。」

そして、この調査結果の説明に当たり、「当該職員は、当該納税義務者に対し修正申告又は期限後申告を勧奨することができる。」となっている。この場合、当該納税義務者は、調査結果の内容に納得できれば、修正申告等を済ませれば調査は終了する。

問題は、その調査結果の内容に納得できない場合(不服がある場合)にどう対処するかである。法が予定している(以下)では、当該納税義務者は、修正申告等をせず、更正決定等を受けて、その更正決定等の取消しを求めて、不服申立て、取消訴訟を提起することになる。しかし、この場合には、市場金利より相当高い延滞税等の負担が生じる。もちろん、勝訴すれば、延滞税等の負担も解消するが、その勝訴の確率は極めて低い(不服申立て、訴訟を通して勝訴率は10%程度である)。

そのため、最近では、当該職員の調査結果の内容に不満があっても、一旦、修正申告等に応じ、納税も済ました上で、当該修正申告等が誤りであったとして、更正の請求を行い、税務署長から「更正をすべき理由がない旨の通知」を受けたら、当該通知処分(取消し)を求める訴訟方法が増えている(特に、平成23年の国税通則法の改正によって、更正の請求の期限が法定申告期限から5年(従前は1年)に延びたことも影響している)。

しかし、このような方法は、思わぬ落とし穴もある。それは、更正をすべき理由がない旨の通知処分の取消訴訟を争う場合の立証責任の問題である。立証責任とは、訴訟上一定の事実の存否が確定されない結果、不利な法律判断を受けるように定められているという当事者の一方が負う危険又は不利益をいう。要するに、立証責任を負うことは、訴訟上ハンディを負うことになる。税務訴訟における立証責任は、元々、課税処分をした国(税務署長)にあると解されている(最高裁昭和38年3月3日判決等)が、その例外があり、「原則課税・例外非課税」というような場合には、その非課税を主張する納税者にあると解されている。

更正の請求と立証責任

題である。立証責任とは、訴訟上一定の事実の存否が確定されない結果、不利な法律判断を受けるように定められているという当事者の一方が負う危険又は不利益をいう。要するに、立証責任を負うことは、訴訟上ハンディを負うことになる。税務訴訟における立証責任は、元々、課税処分をした国(税務署長)にあると解されている(最高裁昭和38年3月3日判決等)が、その例外があり、「原則課税・例外非課税」というような場合には、その非課税を主張する納税者にあると解されている。

例えば、推計課税の課税処分の取消訴訟において、納税者が特別経費の存在を主張する場合には、当該納税者が立証責任を負うと解されており、各種加算税の賦課決定に關し、当該賦課決定を免れる「正当な理由」の主張についても、納税者側に立証責任があると解されている。

また、本件のように、申告納税制度の下で、納税者が一旦申告書に記載した事実と異なる主張については、最高裁昭和39年2月7日判決は、次のように判示している。

「申告納税の所得税にあっては、納税義務者において一旦申告書を提出した以上、その申告書に記載された所得金額が事実の所得金額に反するものであるとの主張・立証がない限り、その確定申告による所得金額をもって正当なものと認めるのが相当である」

最近の裁判例でも、東京地裁令和5年5月12日判決の事案では、税務調査の段階で、会社が交際費等として支出した金員につき、社長の個人的な飲食等に消費されたものと認められるから当該金員を社長に対する貸付金として修正申告をするよう指導を受け、その旨修正申告をした後に、当該修正申告が誤りだったとする更正の請求を行い、更正をすべき理由がない旨の通知処分(取消し)を求めたが、右判決は、当該修正申告の内容が誤りだとすることに付き、原告に立証責任があると、納税者に不利な判断を下している。

このように、税務調査において非違事項が指摘され、修正申告等を勧奨された場合には、当該非違事項に納得できないときには、今後の訴訟のことも考慮した上で慎重な判断が求められることになる。

健康診断 企業の健康診断

法人税調査の基礎知識

1 ■税理士 石本 力

この連載では、法人税調査を企業の健康診断であると前向きに捉えることができるように、基礎知識的な項目を中心にわかりやすく解説していこうと思います。

第1回目は、法人税の申告実績や調査実績から法人税調査の現状をみてみましょう。

最新のデータは、国税庁が令和5年11月に発表したもので、4年分と3年分を比較したものです。新型コロナ禍であった3年分と、ほぼ終息した4年分の比較なので、おおかた通常期に戻った状態を確認できると思います。申告件数や申告割合は、ほとんど同じです。調査件数は、通常期に戻ったことで4年分は前年比152%となり、6万2000件となりました。調査割合ですが、申告件数に対して約2%です。100社に対して2社しか調査できていないということになります。一方、大企業に

調査必要度の高い法人など効率的に選定 調査割合は100社に対してわずか2社

対する調査は、連年・隔年など周期の差はあっても循環的に実施されています。見方を変えれば、申告税額全体に対する調査割合はかなり高いともいえます。

いずれにしても、一般的な企業が調査を受ける割合は、もっと少なくなります。調査を経験する機会も少なくなりますので、事前に法人税調査の知識を得ることも難しいといえます。

法人数・申告件数・調査件数等の比較

項目	令和3年		令和4年	
	件数等	件数等	件数等	前年比
法人数	千法人 3,283	千法人 3,341		101.8%
申告件数	千件 3,065	千件 3,128		102.0%
申告割合	91.9%	91.8%		—
調査件数	千件 41	千件 62		152.3%
調査割合	1.34%	1.98%		—
追徴税額	億円 2,307	億円 3,225		139.8%
1件当たり追徴税額	千円 5,701	千円 5,241		91.9%

※令和5年11月国税庁資料より抜粋

調査の現状について、もう1点、追徴税額と1件当たりの追徴税額についてですが、4年分は、総額では前年比約140%と増加しています。一方で、1件当たりの金額はやや低下しています。これは、コロナ禍で調査必要度の高い法人や問題のある法人を、いかに効率よく選定していたかが伺えるものとなっています。国税当局の調査選定におけるデータ分析能力の高さを物語っているといえます。

いしもと・つとむ 東京国税局において、調査第一部特官室情報技術専門官(IT調査担当)、同調査開発課情報技術専門官(電子帳簿担当)、同調査開発課総括主査、同広域情報管理課課長補佐、同特別国税調査官(超大規模法人調査担当)、調査第二部統括国税調査官などを歴任し、調査部での調査経験は20年に及ぶ大法人調査のスペシャリストとして活躍。令和4年7月川崎西税務署長を最後に退官。同年8月税理士登録、新宿区にて石本力税理士事務所を開設。

全国に約75万法人の会員を擁する“法人会”は 税務署員・税理士等専門講師による研修会を筆頭に 良き企業経営に役立つ活動を行っています

公益社団法人 神田法人会

企業の発展に貢献して70余年

法人会の入会に関するお問合せ、資料請求は事務局へ

〒101-0054 東京都千代田区神田錦町3-13
公益社団法人 神田法人会 事務局
TEL.03-3294-2531
FAX.03-3294-2500

吉祥寺、三鷹、武蔵境、久我山で お部屋をお探しの方へ

リベスト・いいすまい

リベスト

www.libest.co.jp

株式会社リベスト 専務取締役 荒井弘美

東京都武蔵野市吉祥寺本町1-15-2 ダイアパローレベル

- 本社 ☎ 0422-22-8111
- サロード店 ☎ 0422-21-2522
- 中道通り店 ☎ 0422-20-6411
- 吉祥寺南口店 ☎ 0422-40-2215
- 三鷹店 ☎ 0422-54-4435
- 武蔵境店 ☎ 0422-53-1234
- 久我山店 ☎ 03-3334-6767

宅地建物取引業：都知事免許(13)第23632号

弱者にやさしいバリアフリー斎場

寿量会館

じゅりょう

京王井の頭線：三鷹台駅より無料送迎車あり

株式会社 あさの

☎ 0120-47-5000

フリーダイヤル24時間対応

安心の葬儀 信頼の実績 創業昭和2年

〒181-0001 東京都三鷹市井の頭2-8-2
TEL 0422-47-5000 FAX 0422-44-2233
ホームページ http://www.asano-it.co.jp

裁決事例集

211

裁決のポイント

財産債務に係る過少申告加算税等の特例による加算税の対象となる「重要なものの記載が不十分である」と認められる場合に該当するかどうかの判断は財産債務調書の記載自体から行うべきなどと判断した事例。

請求人が、令和3年分の所得税等について、上場株式等に係る譲渡所得等の申告漏れがあったとして修正申告書を提出したところ、原処分庁が、修正申告に係る過少申告加算税について、財産債務に係る過少申告加算税の特例による加重措置を適用した賦課決定処分をしたのに対し、請求人が、過少申告加算税については、同特例による軽減措置を適用すべきであるとして、原処分庁の全部の取消しを求めた事案で、国税不服審判所は請求人の主張を退ける判断をした(令和6年2月7日付、公表裁決)。

事案の概要

請求人は2年12月30日現在、A証券に開設された一般口座に、X株式を保有していた。そして、請求人は3年8月20日、X株式を全て譲渡した。

請求人は2年12月31日現在、B証券に開設された一般口座に、Y債権を保有していた。そして、請求人は3年9月13日、Y債権を全て譲渡した。

請求人は、2年分の総所得金額および山林所得金額の合計額が、「国内税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律(国送法)」の規定により、2年12月31日分の財産債務調書を税務署長に提出しなければならぬ者であった。

編集部編

財産債務調書に有価証券の種類等が記載され、銘柄等の記載がない場合は加重措置の対象

書について、災害等による期限の延長等により延長された期限内である同年4月12日に原処分庁へ提出した(本件財産債務調書)。

請求人は3年分の所得税等について、確定申告書を延長された期限内である4年4月12日に申告した。

請求人は4年9月20日、3年分の所得税等について、上場株式等に係る譲渡所得等の申告が漏れていたとして、修正申告書を提出した(本件修正申告書)。

原処分庁は4年12月26日付で、3年分の所得税等の過少申告加算税の賦課決定処分をした。

本件賦課決定処分において、本件財産債務調書には、本件修正申告の基因となったX株式およびY債権の記載がなかったとして、加重措置を適用した金額とされた。

争点は、本件過少申告加算税の計算において、加重措置または軽減措置が適用されるか否か。

請求人の主張

修正申告の基因となった有価証券について、①請求人が提出した財産債務調書に有価証券の銘柄の記載はないものの、種類別、用途別、所在別に記載され、財産の価額も一括で記載されていること、②本件財産債務調書に一括で記載されている価額と証券会社が発行した残高報告書に記載されている残高が一致するため有価証券を容易に特定できること、③「財産債務に係る過少申告加算税又は無申告加算税の特例」に規定する重要なものの記載が不十分であると認められる場合に該当するかどうかは、調査の際に、銘柄ごとの区分ができ、残高が一致することを確認できればいいことなどから、修正申告による過少申告加算税の計算において加重措置は適用されず、むしろ軽減措置が適用される。

審判所の判断

財産債務調書の提出制度は、所得税等の申告の適正性を確保するため、納税者の保有する財産および債務に関する情報につき納税者本人から提出を求める制度であり、財産債務調書の提出および適正な記載を確保するためのインセンティブとして、加算税の軽減措置および加重措置が設けられている。

このような財産債務調書の提出制度の趣旨から、国送法において、財産債務調書には「財産の種類、数量及び価額並びに債務の金額その他必要な事項」を記載することが規定され、国送法施行規則において、有価証券については、種類別、用途別および所在別の数量および価額並びに取得価額を記載することが規定されていることに照らすと、国送法に規定する「重要なものの記載が不十分である」と認められる場合」とは、国送法施行規則に規定する「財産の種類、数量、価額及び所在並びに債務の金額その他必要な事項」といった記載すべき事項について誤りがあり、または記載すべき事項の一部が記載漏れとなり、修正申告等の基因となる財産または債務の特定が困難である場合をいうものと解される。そして、加算税の軽減措置および加重措置が財産債務調書の提出および適正な記載を確保するためのインセンティブとして設けられていることに鑑みると、加算税の軽減措置および加重措置の適用の可否の判断は、財産債務調書の記載内容自体から行うべきである。

本件財産債務調書には、「財産債務の区分」欄に「有価証券(上場株式)」、「種類」欄に「国内株式等」、「用途」欄に「一般用」などと記載されているものの、X株式およびY債権の各銘柄および各数量の記載がなく、本件財産債務調書における記載から、請求人の保有するX株式およびY債権を特定することは困難であると認められる。

したがって、本件財産債務調書の記載内容は、国送法に規定する「重要なものの記載が不十分である」と認められる場合に該当するといふべきで、過少申告加算税の計算において加重措置が適用される。

注目の二冊

図解 民法(親族・相続)
(令和6年版)

鈴木 潤子 監修

親族法・相続法に関する重要な要素を、その制度の仕組みから具体的な手続までを図解化・チャート化して平易に解説。

法律になじみのない方が、身近な法律問題に直面したとき、民法の基礎的知識を習得したい時などに非常に便利な1冊。

学生など初学者でも、民法の親族法・相続法の基礎的知識を幅広く習得することが可能となる構成で、各家庭に1冊必備の書。

相続税法の理解の前提には、民法の親族法・相続法に関する知識が不可欠であり、税理士をはじめ各種士業の方などにも親族法・相続法理解とその整理に最適。

近年、注目を集める事業承継制度についても、遺留分に関する民法の特例について、民法と経営承継円滑化法との関係と比較・整理して簡潔・明瞭に解説し、最新の各種様式や記載例も随所に織り込み、実務面での利用にも最適。

最新の裁判例等を踏まえて改訂。
B5判、576ページ。定価3520円(税込込み)。

申し込みは、(一財)大蔵財務協会販売局(TEL03-38829-4141、FAX03-38829-4001)。




株式会社 マルエイ
代表取締役社長 澤田 栄一
本社：〒500-8152 岐阜市入舟町4-8-1 TEL: 058-245-0101
<http://www.maruei-gas.co.jp/>

LPガス、都市ガス、ガス器具、電気、ガスコンロパイプ製造販売、G.H.P.冷暖房空調システム販売、増改築リフォーム不動産、太陽光発電システム、燃料電池システム販売事業、「カリメラの水」宅配事業、アグリバイオエネルギー事業放課後等サービス「ハッピーテラス」事業、福祉用具レンタル&介護リフォーム事業 他

maruta
新しい物流サービスを創造していく
service creation
丸太運輸株式会社
代表取締役社長 高村 重好

マルタスカイワーク
高所作業車のレンタルは、マルタスカイワークにお任せください。

〒467-0856
愛知県名古屋市長瑞穂区新開町22番20号
TEL (052) 872-3311
FAX (052) 871-1531
URL <http://maruta.co.jp>

名古屋市南区加福本通2丁目19番地
TEL. 052-611-1151

MY WILL
SUSTAINABLE & TECHNOLOGY



地球環境に配慮した素材とテクノロジーで持続可能な未来へライフスタイル提案商社

TOYOSHIMA
豊島株式会社
www.toyoshima.co.jp

ふるさと納税

ユニークな用途を探る

PART3

編集部編 1



ふるさと納税を活用して、自治体が学生を支援する動きの一つとして、「給付型奨学金事業」がある。これまで、在学中で生活苦になっている学生への支援（現金支給、授業料減免、給付型奨学金、寮費支援）などの動きが各地でいくつかあったが、岩手県陸前高田市でも、返済不要の給付型奨学金制度について、6年度から本格的な運用を開始し、地元出身学生の将来の選択肢を広げる支援をすることとしている。

具体的には、同市出身の大学生や専門学校生等を対象に、1人当たり総額164万円を給付するなどして、学生の夢や目標達成のための後押しをする。

同市は、東日本大震災の被災自治体であり、小さい頃から大変な思いをして育った世代もいる。同市ではそのような世代をはじめ、若者に対して、同市に生まれてよかった、これからもここで暮らしていきたいと思ってもらえるよう、「給付型奨学金制度」を新設し、学生や家族の負担を減らし、将来の選択肢を広げる支援を行うことを決め、今年8月から寄附の募集を開始している。

奨学金支給の対象となるのは、同市出身の大学生や専門学校生

返済不要の給付型奨学金制度

学生の将来の選択肢を広げる支援

など。入学時に20万円の一時金を交付し、年3回（5月、9月、1月）にそれぞれ12万円ずつ支給する。

給付期間は正規の就学期間（短大は2年、大学は4年、または6年など）とし、4年制大学の学生の場合なら、入学一時金と奨学金を合算すると、4年間で計164万円を給付することになる。

奨学金には大きく分けて、将来返済が必要な「貸付型奨学金」と、返済不要の「給付型奨学金」の2種類があるが、「貸付型奨学金」の場合、卒業後、長期間にわたって返済が必要となることから、結婚や子育てなどの生活設計にも大きく影響が出てしまう可能性がある。一方、同市が推進している「給付型奨学金」の場合、奨学金の返済が不要となることから、在学時・卒業後ともに学生の返済負担は無く、「学生の皆さんの夢や目標を後押しし、将来の選択肢を広げる支援」が実現できる制度であるとして、この取組みを始めた。

11月上旬から12月中旬までの約1カ月間で、給付型奨学金の申請を受け付ける。来年1月には審査、2月には結果通知、3月には奨学金の給付を開始するというのが今後のスケジュール。

同市の佐々木拓市長は、「6年度から『給付型奨学金制度』の運用を開始しております。給付型奨学金は返済不要の奨学金であり、経済的な事情でご自身の夢を諦めることなく、卒業後も結婚や子育て、住宅購入などのライフプランに影響を与えることのないよう、支援を行う制度」などとPR、同市では「皆様からのご理解・ご協力の程何卒よろしくようお願い申し上げます」としている。

税の書物を



13

青山学院大学教授・弁護士 木山 泰嗣

時を経て、色あせない文献がある。鍵を握るのは、抽象度の高さや問題設定の具体性にあると思う。抽象と具体は相反する概念と一般には捉えられている。抽象度が高いと、時代を超え、応用可能性が高まる。当時なかった事例に対しても、抽象度の高さをゆえに、応用して考えることが可能になる。

一方で、問題設定にそれなりの具体性がないと、何の議論かが不明瞭になるから、問題設定の具体性はどうしても必要になる。たとえば、所得とは何かの抽象性も、問題になる

税法上の所得をめぐる諸問題

渡辺伸平 著

法曹会

60年近い時を経てみひかり輝く、小冊子の論文

が、わたしの手元にある。表紙を繰ると、著者は、昭和40年度司法研究員の渡辺伸平（当時の肩書は福岡家庭裁判所行橋支部判事）であることがわかる。

奥付もなく、刊行年の特定もいっけん難しいのだが、昭和40年度の司法研究員が著したこと、はしがきは昭和41年3月に書かれたこと、表紙には小さな文字で「（昭和42年3月）」とある（第一章五）。

これは「第一章 実質主義だ」という。税法の実質主義は、一般に、予備知識がないと理解しにくい、あるべき議論の議論がされている。論稿の「実質と形式」（第一章三（二））は、これを明快にまとめている。論文でよく引用をみかけるのは、「無効または取消し得べき法律行為もしくは不法原因に基づく利得と税法上の所得」（第一章五）。

場面を示すと、議論の対象が明確になり、文献価値が高まるだろう。その絶妙なバランスで執筆されているのが、本書である。刊行は、1967（昭和42）年。わずか117頁の論文だ。司法研修所による司法研究報告書として公表され（第19輯第1号）、すでに絶版。中古で購入した緑色に変色したカピカピの1冊。本書が色あせない価値をもつのがわかる。

所得はあらたな経済的価値の流入であり、経済的な概念であると考えられている。法律的にみて、個人が得た「所得」の原因に「違法」があっても、返還しない限りは所得を構成し、所得税の課税対象になる。では、その所得を得た原因行為に法律上の「無効」や「取消し」の事由があった場合は、どうなるのか。いまと比べ判例の少なかつた昭和時代に、本書は、的確な基本議論を整理している。実務家時代は訴訟で取り組む機会に乏しかった問題なのだ、大学で税法を教えるようになり、納得のいく整理をしておきたいと考える機会が、何度か訪れた。それを自分なりにまとめた論文が、「経済的成果をめぐる税法解釈のあり方」（青山法学論集61巻4号245頁）である。そのとき本書も参照した。60年近い時を経てみひかり輝く、小冊子の論文である。

TAX ナンバープレイス

太線で区切られた3×3の9マスには1～9の数字がそれぞれ1つつ入ります。タテやヨコの9マスの列にも1～9の数字がそれぞれ1つつ入ります。アルファベットのマスに入る数字を並べると、令和4年分の贈与税申告において相続時精算課税を適用した申告人員になります。

答え = 万 千人

予想難易度：8

3x3 grid with numbers and letters A and B.

応募方法

正解された方に抽選で弊会の新刊本をプレゼントいたします。パズルの答え、住所、氏名、年齢、職業、本紙への意見等をお書きの上、下記のメールアドレスにお送りください。

quiz@zaikyo.or.jp

当選者の発表は、発送をもって代えさせていただきます。

<締め切り> 10月14日(月)

前回の答え 49万7千人

なんでも相談していただける 金融機関を目指してまいります



本店/一宮市若竹3丁目2番2号 TEL(0586)75-6201(代) https://www.shinkin.co.jp/ichii/



UCF 税務の申告と相談は

税理士法人 上坂会計

公認会計士 上坂 朋宏 税理士 片川 長州 税理士 倉田 一寿 行政書士

今立事務所 〒915-0256 福井県越前市赤坂町4号1番地 TEL(0778)43-1177(代) FAX(0778)43-1176 福井事務所 〒918-8025 福井県福井市江守中2丁目1312 TEL(0776)33-1117(代) FAX(0776)36-8245 小浜事務所 〒917-0069 福井県小浜市小浜白鬚100 TEL(0770)64-5893(代) FAX(0770)64-5968

税務行政のDXを推進

熊本局の山崎局長が就任の抱負

財務省・国税庁の7月10日付の人事異動により、熊本国税局長に就任した山崎博之氏(国税庁課税総括課長)が、今まで全国さまざまな土地で勤務する中、熊本での勤務は初めてです。故郷の南九州で税務行政を推進する立場になり、光栄であるとともに重責に身が引き締まる思いです。

「納税者の自発的な納税義務の履行の適正かつ円滑な実現」という国税庁の使命を果たすためには、納税者の皆様から



理解や信頼を得られる組織であり続けることが重要です。

このため、綱紀の保持、行政文書や情報の管理といった基本動作の徹底に加え、明瞭でタイムリーな情報発信や利便性の高い申告・納税手段の提供を心掛け、さらには、消費税の不正還付など納税者が不公平に感じる事態に厳正に対処することで、適正・公平な課税・徴収の実現に努めてまいります。

また、グローバル化

やデジタル化などの経済社会の急激な変化に対応するため、税務行政のDXを推進し納税環境の整備や業務改革に取り組んでまいります。

山崎博之(やまさき ひろゆき)氏の略歴
平成元年国税庁入庁。秋田北税務署長、

福岡国税局課税第一部長、同庁広報広聴室長などを経て、令和4年7月から同庁課税総括課長。59歳。熊本県出身。

桜美会が代議員会

役員改選 新会長に前橋氏

桜美会(白石信三会長)は9月10日、ホテルグランヴィア大阪で、大阪国税局の木村秀美局長、近畿税理士会の石原健次会長らを招き、第53回代議員会と意見交換会を開催した。

議事に先立ち、白石会長は、日頃の本部事業活動への謝辞とともに、「会長就任の4年



間、財政の健全化に全力で取り組み、皆様の温かいご協力もあり、当面の財務基盤はでき

たと思っております」とあいさつした。写真。

議事では、令和5年度の事業・収支決算報告と、6年度の事業計画・収支予算案、任期満了に伴う本部役員改選が審議され、いずれも原案どおり可決承認した。役員改選では副会長の前橋義明氏が新会長に選出された。その後の意見交換会では、多くの代議員、会

員が出席し、相互の絆を一層強めていた。

研究会は、宇野久夫専務理事の進行で始まった。

研究会①は、宇野専務理事が「会員増強運動の取り組み方」をテーマに、同会をとり巻く現況を説明した。また、安藤文雄副会長から、同会が「昨年から東海地区のモデル会の指定を受けている」との説明があり、近藤統括官から「会員増強に向けて、支援したい」とコメントがあった。

研究会②は、辻井副署長が「税に関するよもやま話」をテーマに、調査官の体験談や、セルフレイケーション税制に関して講義を行った。

研究会③は、成島支店長が「日本公庫の事業承継マッチング支援について」をテーマに、具体的なマッチング事例などを説明した。

東海税連協が総会

名古屋局の湯下局長らが出席

東海税務連絡協議会(会長 尾崎秀明名古屋税理士会会長)は9月19日、税理士会ビル2階ホールで第47回定時総会を開催した。写真。

当日は、来賓として名古屋国税局の湯下敦史局長、小森敦総務部長、白川敬史総務課長が出席した。

議事では、令和6年度役員選任報告が行われ、尾崎会長を再選した。

このほか、構成7団体の連携を密にし、各

団体の機能をより有効に発揮して、納税道義の高揚と自主申告納税の推進を図るため、構成7団体の①連絡協議会を図るための意見及び情報の交換、②「税を



考える週間」における関連行事協賛の推進、③所得税・消費税の確定申告期における関連行事等国税の広報活動に対する協賛の3事業を重点的に実施することを盛り込んだ6年度事業計画案などを承認した。

研修会を開催

札幌南法人会 恵庭支部

公益社団法人札幌南法人会恵庭支部(齋藤一史支部長)はこのほど、恵庭ステーションホテルで税務研修会を開催した。

研修会に先立ち、前年の支部活動の報告会

を主催し、支部の会員数や事業の実施状況を説明した。

その後、税理士の中村秀明氏を講師に迎え「税務署の組織概要と税務調査で留意して頂きたいこと」と題し、1時間の税務研修会を行った。写真。

中村税理士は同法人会の管内の札幌南税務署勤務の経験もあるこ



とから、参加者は親しみもあり様々な具体的な質問が出たものの、多くの質問は税務調査に関するもので、調査数や割合・担当者の人

評であった。

数等の質問のほか、インボイス等新制度導入後の課題についての質問にも柔軟に回答し、わかりやすい説明が好評であった。



り、西垣会長は「会の発展への新たな指針が提示されることを期待することあいさつした。

研修①は、宇野専務理事が「会員増強運動の取り組み方」をテーマに、同会をとり巻く現況を説明した。また、安藤文雄副会長から、同会が「昨年から東海地区のモデル会の指定を受けている」との説明があり、近藤統括官から「会員増強に向けて、支援したい」とコメントがあった。

福岡局の6年酒類鑑評会

品質評価の様子を公開

福岡国税局は9月20日、福岡市博多区の同局鑑定官室で「令和6年酒類鑑評会」の品質評価の様子を公開した。写真。

公開されたのは「吟醸酒の部」の最終(二次)評価で、



同局鑑定官室の鑑定官のほか、管内の公設試験機関の職員や清酒製造場の技術者など、酒の製造技術に関する知識と品質評価に十分な経験と能力を有する13人の評価員で行われた。

評価員らは一次評価(出品数96点)を通過した50点の吟醸酒について、色や透明感、口に含んだ際の味と香りのバランスなどを確認しながら真剣な表情で審査した。

伊藤伸一鑑定官室長は「審査結果は出品者にフィードバックされる。今後の酒造りに活かしてほしい」と話した。

審査結果は「純米酒部門」「本格焼酎部門」とあわせて、今月31日に同局にて発表される。

国税OB が面倒な国際税務を

ワンストップで対応。

国税OB税理士10名(8事務所2法人)が組合形式で連携開始！
移転価格分析にも対応。「適正価格」で安心安全。

詳細・お問い合わせはこちらから→



11月1日から正式サービス開始！相談随時受付中！

(国際税務アライアンスは、岸本真税理士事務所が主宰する有限責任事業組合です。)

* 国際税務アライアンス